

宿泊約款（オーシャンビュー鎌倉）

適用範囲

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習の反しない範囲で約款に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申込み

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」とする。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (7) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (8) 天災、施設故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (9) 都道府県条例の規定に該当するとき

宿泊客の契約解除権

第5条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権

第6条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - (7) 都道府県条例の規定する場合に該当するとき
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊規約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条 宿泊客は、宿泊日1週間前までに、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれを呈示していただきます。

客室の使用時間

第8条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の70%
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当館内においては、当館が定める利用規則に従っていただきます。

営業時間

第10条 当館の主な施設などの営業内容は、各所の表示、お部屋の施設案内にてご案内いたします。

門限・・・・・・・・なし

2. 施設などの営業時間は、必要やむをえない場合には予告なく変更することがあります。

料金の支払い

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払は、インターネット予約による事前決済を除き、当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求した時、行っていただきます。

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

当館の責任

第12条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第13条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

寄託物等の取り扱い

第14条 当館では寄託物等の取り扱いは行っておりません。宿泊者が当館に持ち込まれた物品または現金ならびに貴重品に関しては、滅失、毀損などの損害が生じて責任を負いかねます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第15条 宿泊客の手荷物については、原則としてお預かりをいたしません。万が一事前に到着した場合にも、当館では一切の責任が取れません。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当館に置き忘れていた場合は、当館が一定期間お預かりし、その後遺失物の規定に基づき処理します。

3. 本条各項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当館の責任は、前条第1項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第16条 当館に宿泊客用の駐車場はございません。宿泊客の車両の管理については一切の責任を負いません。

宿泊客の責任

第17条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1：宿泊料金等の内訳（第2条第3項及び第11条第1項関係）

内訳	
□宿泊料金	基本宿泊料（室料）
□追加料金	追加料金（清掃料金及びその他の利用料金）
□税金	税金（消費税）

備考

- 1.基本宿泊料は ホームページ等に掲示する料金表によります
- 2.子供（4歳から12歳以下）は大人料金の75%の代金をいただきます。
寝具の提供を要しない幼児（0歳から4歳未満）の宿泊料金は無料です。

別表第2：違約金（第5条第2項関係）

通常期（スタンダードシーズン：宿泊予約カレンダーのA・B期間）

契約解除の 通知を受けた日	不泊	当日	3日前から前日
	100%	100%	50%

繁忙期(ハイシーズン：宿泊予約カレンダーのC期間)

契約解除の 通知を受けた日	不泊	当日	3日前から 前日	14日前から 4日前
	100%	100%	100%	50%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率を示します。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮した期間の初日1日分の違約金を収受します。

2019年12月9日
2020年3月3日修正
2020年4月1日修正